

湖南省
第四次地域福祉計画・地域福祉活動計画
【素案】

令和4年3月

湖 南 市

湖南省社会福祉協議会

第1章 計画の策定にあたって

1 はじめに

(1) 地域福祉とは

「福祉」は、「しあわせ」という意味を持つ「福」と「さいわい」という意味を持つ「祉」が合わさった“幸せ”を意味する言葉です。

つまり、「福祉」とは、生活に困っている人に手を差し伸べることや、援助することだけではなく、すべての人に等しくもたらされるべき“幸せ”のことであり、誰もが安心して暮らせる幸せな生活を推進していくことを言います。

一方、近年の社会情勢を見ると、少子高齢化の進行や家族形態の変化、地域社会の変容などにより、私たちを取り巻く環境は大きく変化し、福祉に対するニーズが多様化・複雑化しています。その結果、一人ひとりの福祉ニーズに対応し、幸せな生活を実現していくためには、公的なサービスだけでなく、地域で互いに助け合い、支え合うことが必要となっています。

このように、多様化・複雑化する福祉ニーズに対応し、「誰もが住み慣れた地域で安心して自立した生活が送れるよう、市民・企業、福祉事業所、社会福祉協議会、行政などが、助け合い・支え合いの取組を互いに協力して行い、幸せな生活を“地域”全体で推進していくこと」が『地域福祉』となります。

■地域福祉の取組イメージ



1 (2) 「自助」「互助・共助」「公助」の考え方

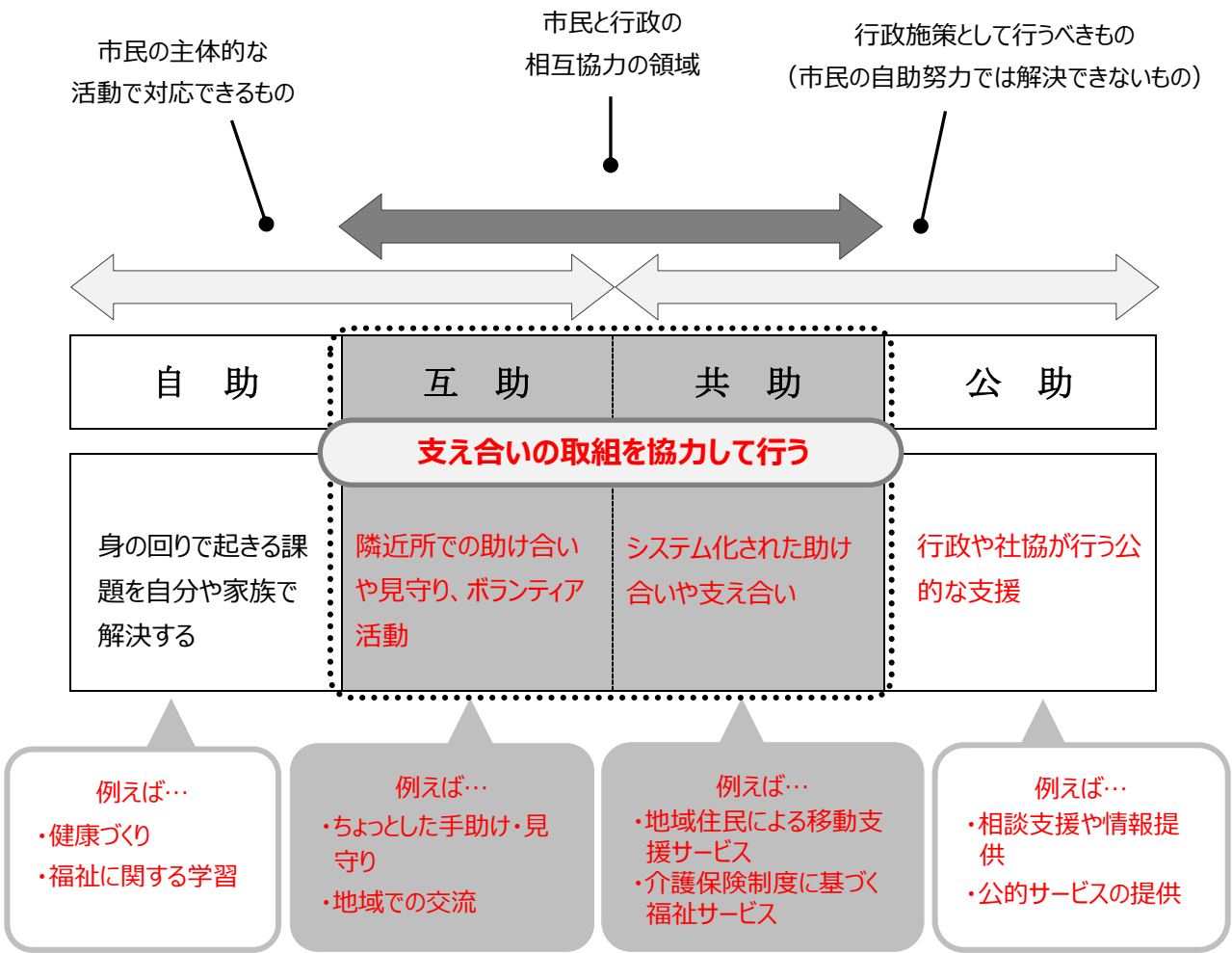
2 地域福祉を推進するためには、市民・企業、福祉事業所、社会福祉協議会、行政などが、それ
3 ぞれの役割を果たし、お互いに力を合わせる関係をつくる必要があります。「自助」・「互助・共
4 助」・「公助」の視点が重要となります。

5 その中でも、今後の社会潮流や団塊の世代が一挙に後期高齢者となることで、要介護認定者数
6 や認知症高齢者数の増加が見込まれており、誰もが住み慣れた地域で暮らしていくために行政だ
7 けでなく

8 地域の中での住民同士の助け合いや支え合い（互助・共助）

9 を進めていく必要があります。

10 ■ 「自助」「互助・共助」「公助」考え方のイメージ



2 計画策定の背景

(1) 計画策定の趣旨

本市では、地域における様々な福祉課題に対応するため、国の動向や社会福祉法の理念を踏まえ、平成29年3月に「湖南省第三次地域福祉計画」（みんなでつくった みらくるプラン）を策定し、「いのち」「ふれあい」「支え合い」を大事にした取組を地域や市全体で進めてきました。

このたび、令和3年度末に計画年度が終了することを受け、本市における課題を再度整理し、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるまちづくりの実現に向け、また、『地域共生社会の実現に向けた取組の推進』のために「湖南省第四次地域福祉計画」を策定することとします。なお、令和4年度に最終年度を迎える「湖南省地域福祉活動計画」について、1年前倒しで地域福祉計画と一体的に策定することとします。

(2) 国の主な流れ

平成29年の社会福祉法の改正とあわせて示された「市町村地域福祉計画の策定ガイドライン」により、地域福祉計画が福祉分野の上位計画として位置付けられ、ガイドラインに沿った内容での策定が努力義務となりました。

また、令和2年度^度の改正社会福祉法により、地域共生社会の実現に向けた「重層的支援体制整備事業」が創設され、「属性を問わない相談支援」「多様な参加支援」「地域づくりに向けた支援」の一体的な実施による包括的な支援体制の整備が求められています。

■主な課題

- 少子高齢化・人口減少社会の進行
- 高齢者のみの世帯や高齢者の独居世帯の増加、社会保障関係経費の増加
- 高齢者・子育て世代・障がい者といった、対象に応じたサービスだけでは対応しきれない制度の狭間の問題の顕在化、生活課題の多様化・複雑化（ひとり親家庭を含む生活困窮者の問題、孤立・孤独、ヤングケアラー、老老介護、ひきこもり、8050問題、虐待、ごみ屋敷問題など）
- 大規模自然災害の発生や新型コロナウイルス感染症の流行

これらの状況を踏まえ・・・

- 福祉は「支え手側」と「受け手側」に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる「地域共生社会」を実現することが必要です。
- 「他人事」になりがちな地域づくりを地域住民が「我が事」として主体的に取り組む仕組みを地域でつくり、市町村には、縦割りではなく「丸ごと」の総合相談支援の体制整備が求められています。
- 分野・制度ごとに分かれている相談支援等を一体的に実施していく重層的な支援体制の整備が必要となっています。

3 計画の位置づけ

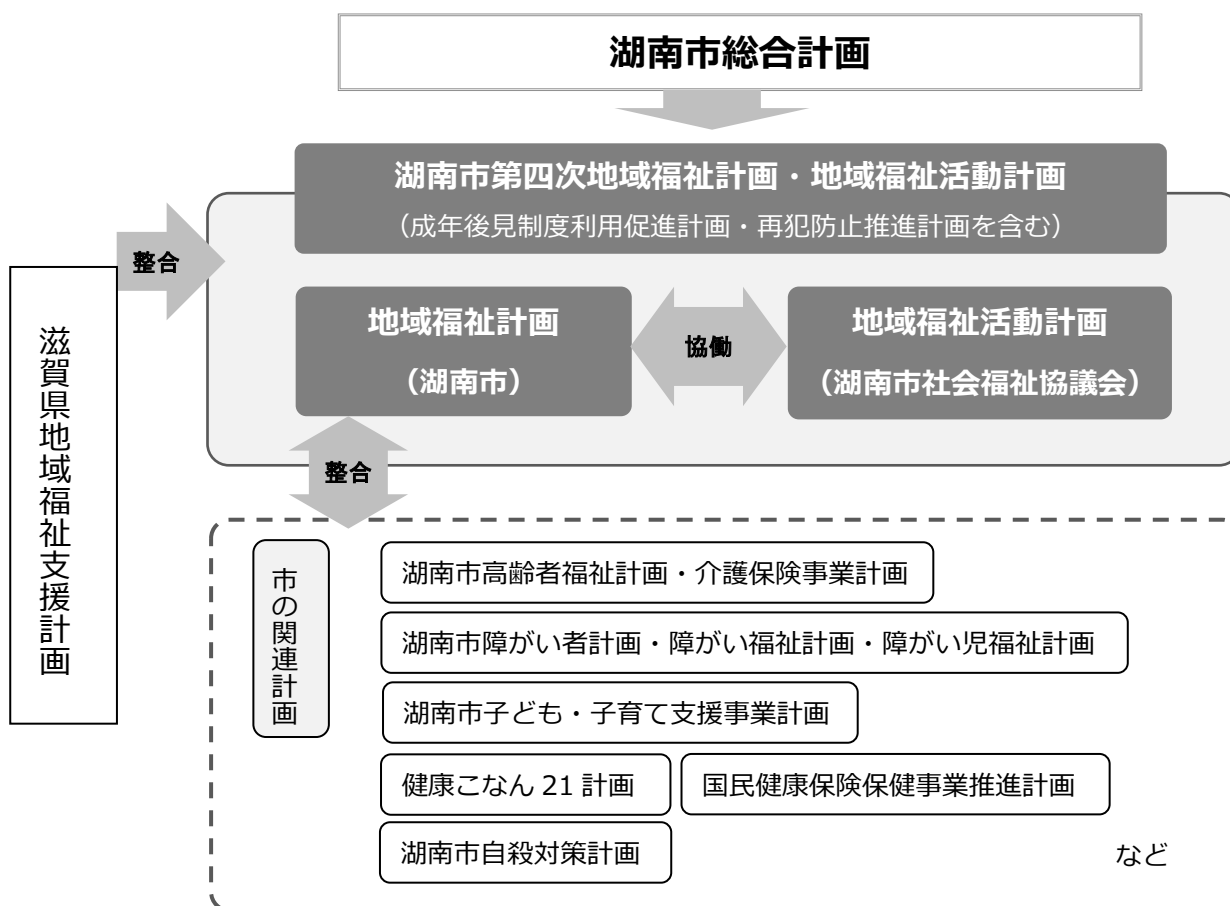
(1) 法的位置づけ

本計画は、社会福祉法第 107 条に規定されている行政計画としての「地域福祉計画」と、同法第 109 条に基づき設置されている社会福祉協議会がつくる「地域福祉活動計画」とを一体化した計画です。

(2) 関連計画との関係

「地域福祉計画」は、市の「総合計画」に基づく福祉分野の個別計画であり、今回、社会福祉法の改正および地域福祉計画の策定ガイドラインにより、「福祉分野の上位計画」として位置づけられました。よって、高齢者や障がい者、児童などの福祉に関する市の諸計画を横断的に接続し、福祉の向上を目指す計画となります。

■総合計画など各行政計画との関係図



（3）地域福祉計画と地域福祉活動計画の関係

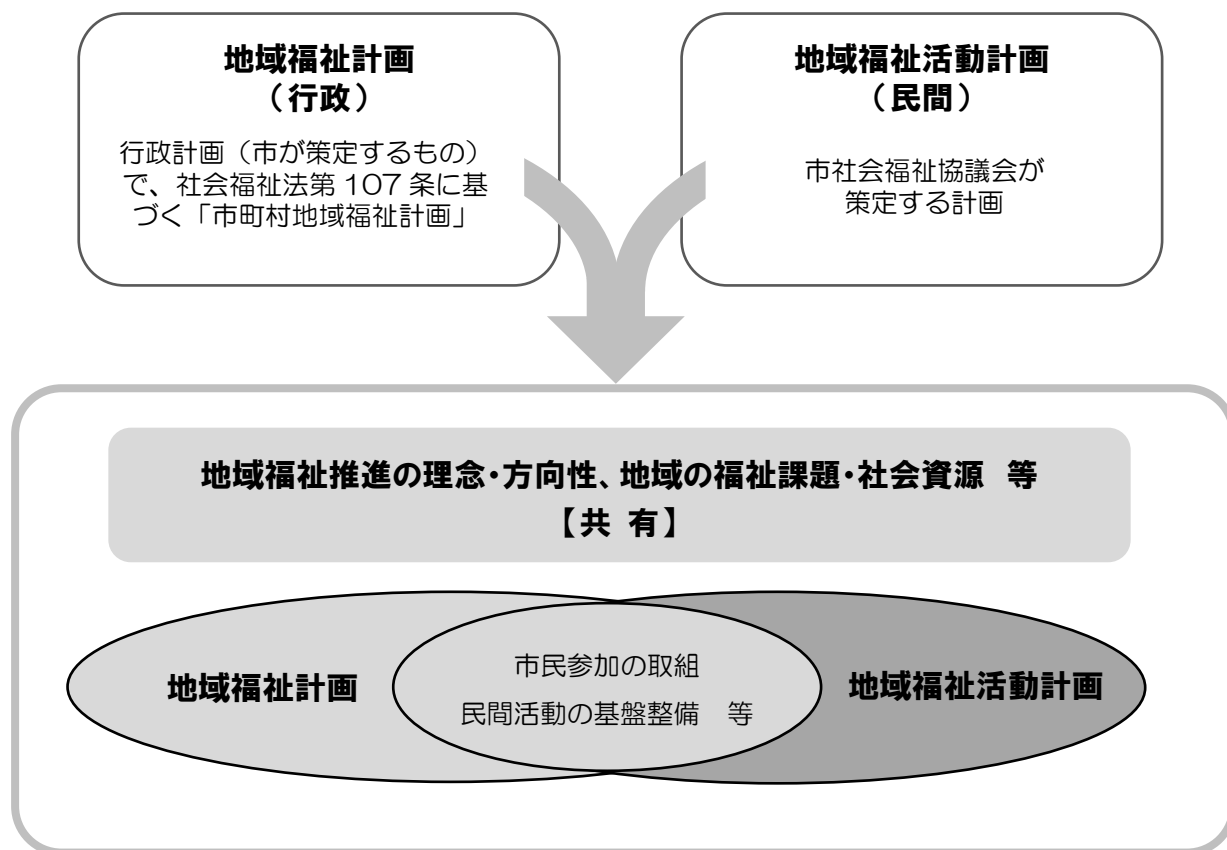
「湖南省地域福祉計画」は、湖南省総合計画に基づき、地域福祉の推進に向けた基本理念や基本目標、施策、取組の方向等を明らかにした行政（市）の計画です。

一方、「湖南省地域福祉活動計画」は、住民や福祉活動を行う団体や事業者等が協働して地域福祉の推進に取り組むうえでの、住民等を主役とする具体的な活動を実践するために策定する民間（社会福祉協議会）による住民等の活動計画です。

地域福祉推進のための「基盤や仕組み」をつくる「地域福祉計画」と、それを実行するための、活動・行動のあり方を定める「地域福祉活動計画」は、言わば車の両輪です。

両計画は、湖南省の地域福祉の推進を目的として、行政と社会福祉協議会の協働により、両計画を一体的に策定し、同じ理念や方向性の下で湖南省の地域福祉を推進していくものとして

■地域福祉計画と地域福祉活動計画の関係イメージ図



1 **4 計画の期間**

2 計画期間は令和4年度を初年度とし、目標年次を令和8年度とする5年の計画とし、必要に
3 応じて見直しを行うこととします。

4

	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
湖南省総合計画	前期基本計画				後期基本計画					
湖南省地域福祉計画・ 地域福祉活動計画	湖南省第三次地域福祉計画 第三次湖南省地域福祉活動計画				湖南省第四次地域福祉計画・ 地域福祉活動計画					
湖南省高齢者福祉計 画・介護保険事業計画	第6期	第7期			第8期			第9期		
湖南省障がい者計画	第2次				第3次					
湖南省障がい福祉計画	第4期	第5期			第6期			第7期		
湖南省障がい児福祉計画		第1期			第2期			第3期		
湖南省子ども・子育て支 援事業計画	第1期		第2期						第3期	
健康こなん21計画	第1次	第2次					第3次(予定)			
湖南省国民健康保険保 健事業推進計画	第2期	第3期						第4期(予定)		
湖南省自殺対策計画		第1期					第2期(予定)			

5

6

5 計画の策定体制

(1) 市民等の意見集約について

① 市民懇談会の開催

4つの中学校区ごとに市民懇談会を開催し、地域で生活・活動する市民目線での地域の現状や課題について意見をお伺いし、計画へ反映しました。

② 関係団体・事業所等アンケートの実施

湖南省内で活動している団体、事業者、民生委員・児童委員、地域まちづくり協議会や区の役員等に対してアンケートを実施し、得られた意見等を整理し計画策定のための基礎資料としました。

③ パブリックコメントの実施（予定）

計画を素案の段階で公表し、市民の皆さんのご意見を募集して計画に反映しました。

(2) 協議・検討について

① 策定委員会の設置

総合的かつ効果的に地域福祉を推進する計画となるよう、学識経験者、福祉関係者等幅広い関係者の参画により検討を行いました。

② 庁内ヒアリングおよび庁内会議における検討

関係各課において、地域福祉に係る施策の取り組み状況と課題の抽出を行い、現行計画に対する評価・検証、今後の方向性を確認しました。また、庁内管理職の会議において、分野横断的な内容等の検討を行いました。

③ 社会福祉協議会における検討

現行計画の進捗状況の協議と次期計画策定に向けて方向性や取り組みについて課ごとで協議を重ねました。また、理事（地域福祉活動計画策定委員）による意見交換および検討会議を行いました。

6 SDGsの推進

① SDGsについて

2015年9月の国連サミットにおいて、先進国を含む国際社会全体の開発目標として「SDGs（持続可能な開発目標）」が採択されました。SDGsは、2030年までに世界中で達成すべき事柄として掲げられており、「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、17の目標と具体的に達成すべき169のターゲットから構成されています。

本市は、令和2年7月に内閣府から「SDGs未来都市」に選定され、SDGsの達成に向けて取組を進めています。

■ SDGs（持続可能な開発目標）の17の目標



② SDGsを踏まえた本計画における方向性

福祉分野においては、全国的に、これまでの既存の支援体制だけでは対応しきれない制度の狭間の問題の顕在化、生活課題の多様化・複雑化が見られます。

本計画の推進にあたっては、SDGsの視点を取り入れながら、「誰一人取り残さない」地域社会を実現するため、既存の制度の狭間にある人に対する支援の強化を図ります。

■特に本計画と深く関連する目標

<p>目標1：貧困をなくそう</p>  <p>あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる</p>	<p>目標2：飢餓をゼロに</p>  <p>飢餓を終わらせ、食料安全保障および栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する</p>
<p>目標3：すべての人に健康と福祉を</p>  <p>あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する</p>	<p>目標4：質の高い教育をみんなに</p>  <p>すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する</p>
<p>目標5：ジェンダー平等を実現しよう</p>  <p>ジェンダー平等を達成し、すべての女性および女児の能力強化を行う</p>	<p>目標8：働きがいも経済成長も</p>  <p>包摂的かつ持続可能な経済成長およびすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用を促進する</p>
<p>目標9：産業と技術革新の基盤をつくろう</p>  <p>強靱なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進およびイノベーションの推進を図る</p>	<p>目標10：人や国の不平等をなくそう</p>  <p>各国内および各国間の不平等を是正する</p>
<p>目標11：住み続けられるまちづくりを</p>  <p>包摂的で安全かつ強靱で持続可能な都市および人間居住を実現する</p>	<p>目標16：平和と公正をすべての人に</p>  <p>持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する</p>
<p>目標17：パートナーシップで目標を達成しよう</p>  <p>持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する</p>	<p>SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS</p>

1 第2章 計画の基本的な考え方

2 1 湖南省における課題のまとめ

3 (1) 地域の担い手を育成することが必要

4 人口減少や高齢化の進行等により、地域活動の担い手やボランティアが減少しており、市民懇
5 談会では、担い手の高齢化や固定化に加え、若い世代や男性の参加が少ないなどの課題があがっ
6 ています。さらに、価値観の変化やライフスタイルの多様化により、転入者、アパートやマンシ
7 ョンの住民等は隣近所との付き合いを敬遠するなど、地域活動への参加意識が希薄となっていま
8 ず。

9 一方で、興味のあることであれば参加したいと思っている人もおり、そうした人たちを巻き込
10 むため、活動方法や参加のきっかけづくりなどの工夫が必要です。また、地域をけん引するリー
11 ダーの育成や新たな担い手の掘り起こしを行うとともに、地域の活動や人をつなげるコーディネ
12 ーターの育成が重要となります。

13 (2) 地域で支え合うための関係づくりが必要

14 市民懇談会では、近所付き合いや地域のつながりが薄れてきている現状がうかがえ、区・自治
15 会未加入者が増加していることから、情報が届きにくいことや支援の必要な人の把握が課題と
16 なっています。区・自治会に対する考え方の変化や役員の負担が大きいことが原因としてあげら
17 れており、加入促進が求められるとともに、時代に合った区・自治会活動や区・自治会未加入者
18 への情報発信、つながりづくりが必要となります。

19 また、コロナ禍で地域活動が休止や縮小している中、交流の場や機会の不足により孤立・孤独
20 化の進行が懸念されます。新しい生活様式に基づく活動方法の検討や交流の場づくりに努め、顔
21 の見える関係づくりを行い、地域で支え合える仕組みづくりを進めることが重要です。

22 (3) 誰もが安心して暮らすことができる地域づくりが必要

23 福祉事業所・相談支援機関への調査では、市や社会福祉協議会に期待することとして「困難
24 ケースへの対応」が多くあげられています。ダブルケアや8050問題などの複合的な課題、ひ
25 きこもりや子どもの貧困、ヤングケアラーの問題など、地域の生活課題や相談内容は多様化・
26 複雑化しており、地域や団体、関係機関等と連携してきめ細かな支援を行うことが求められま
27 す。また、地域においては、子どもや高齢者、生活困窮者、障がいのある人、ひとり親家庭な
28 どそれぞれの居場所づくりに取り組み、地域で孤立する人が出ないように取り組むことが大切で
29 す。

30 市民懇談会では、災害時への備えや避難体制づくりが課題としてあげられており、災害時の避
31 難に支援が必要な人の把握や定期的な避難訓練の実施が必要となっています。

32 加えて、高齢化が進行する中、買い物や通院等の移動手段的確保の必要性が高まっており、行
33 事や集いの場等への参加を促進するためにも、地域の実情に応じた移動手段的確保に向けた検討
34 が必要です。また、誰もが健やかに暮らし続けることができるよう、健康寿命の延伸、認知症対
35 策に取り組むことが重要です。

1 **(4) 支援につなげるための体制の整備が必要**

2 湖南省においても、高齢者や単身世帯の増加が見込まれる中、市民懇談会では、高齢者のみの
3 世帯やひとり暮らし世帯などの状況把握が難しく、支援を必要とする人がどこにいるのかわから
4 ないという意見が多くあげられています。

5 地域の課題を把握し、多様化・複雑化する課題に対応するため、関係機関との連携強化や相談
6 支援の充実により、包括的に支援する体制の構築が必要です。行政の関係部署や関係機関の連携
7 により、断らない相談支援を行うとともに、情報共有や地域課題の把握、福祉サービスや支援に
8 関する情報の提供により、適切な支援につなぐ体制の整備が重要です。

9 また、地域やボランティア、行政、各種団体、企業などあらゆる人・機関が協働し、地域福祉
10 を推進する体制づくりが求められます。

11

12

2 基本理念

湖南省が目指す地域福祉の基本理念については、第一次計画から「一人ひとりができる役割 もれない支援 行ったり来たりの思いやりのまち」を掲げてきました。この基本理念に基づき、誰もが役割を持ち、自分らしく、安心して暮らせる地域を目指し、地域まちづくり協議会への地域支えあい推進員の配置や支えあい推進会議の開催などに取り組み、地域における支え合いや地域と連携した見守り活動の促進等に努めてきました。

この間、高齢化の進行や地域のつながりの希薄化など、地域を取り巻く状況は変化しています。本計画の策定にあたって実施した団体や事業所等へのアンケート調査、市民懇談会においても、地域における担い手不足や支援の必要な人の把握が困難であることなどが課題としてあげられています。一方で、湖南省 SDGs 未来都市計画を策定し、多様な主体との連携により地域の活力を創生し、さりげない支え合いの中で、誰一人取り残さないまちづくりを目指す取り組みをスタートしています。

今後も、高齢者や障がいのある人、子育て家庭、外国籍の人をはじめ、地域で暮らすすべての人をもちこたえ支えるため、行政、社会福祉協議会や福祉事業所による相談支援の充実など包括的な支援体制の整備を図るとともに、地域における市民の主体的な活動を後押しする取り組みを進めることで、地域のつながりや助け合いを基盤とした支援の仕組みづくりを進めることが求められます。

本第四次計画においても、支え合いの仕組みや支援が行き届く体制を整備し、誰一人取り残すことなく、安心して暮らせる地域を目指すため、この基本理念を引き続き掲げ、地域福祉を推進していきます。

一人ひとりができる役割 もれない支援

行ったり来たりの思いやりのまち

～自然・ひと・文化を誇れる あったか湖南省～

3 基本目標

基本目標 1 地域活動を支える人づくり

地域福祉を推進するには、その担い手となる人材を確保・育成することが必要です。人権教育や福祉教育、多様な交流の推進により地域への関心や福祉意識の醸成を図り、市民のボランティア活動や多様な活動への参加を促進します。また、地域の核となり、けん引役となるリーダーの育成に努めます。

基本目標 2 地域で支え合う力を高めるつながりづくり

ひとり暮らしの高齢者や子育ての不安に悩む親、障がいのある人など、地域には見守りや支援が必要な人が暮らしています。災害時などには、互いに助け合うことも不可欠です。安心して暮らせる地域をつくるために、困ったときに支え合ったり、助けあったりできる地域のつながりづくりを推進します。

基本目標 3 安全・安心に暮らせる地域づくり

誰もが安全・安心に暮らすために、防災・防犯対策に取り組むとともに、様々な困難や生活上の課題を抱える人が必要な支援を受けられ、安心して暮らせる仕組みづくりを進めます。また、ユニバーサルデザインのまちづくりや、高齢になっても移動や住む場所に困ることがない生活環境の整備を推進します。

基本目標 4 適切な支援を届けるための体制づくり

複雑で複合化した地域生活課題に対応するため、包括的な支援体制の構築に努めます。また、本計画を確実に推進するため、地域で住民や地域活動団体等が協働できる体制を強化するとともに、行政の関係課や社会福祉協議会などが連携して活動を支えます。

4 施策体系

基本理念

基本目標

基本施策

一人ひとりができる役割
もれない支援
行ったり来たりの思いやりのまち
～自然・ひと・文化を誇れる あったか湖南市～

基本目標 1
地域活動を支える
人づくり

- 人権尊重の推進
- 地域への関心と福祉意識の醸成
- 地域活動への参加・参画の促進
- 地域や団体のリーダーの育成

基本目標 2
地域で支え合う
力を高める
つながりづくり

- 地域における顔の見える関係づくり
- 地域コミュニティの強化
- 地域における見守りの充実
- 地域活動の基盤の充実

基本目標 3
安全・安心に
暮らせる
地域づくり

- 防災・防犯体制の充実
- 困難を抱える人への支援の充実
- 健やかに暮らし続けるための取組の推進
- 安心して生活できる環境の整備

基本目標 4
適切な支援を
届けるための
体制づくり

- 包括的な支援体制の構築
- 情報発信・共有の充実
- 福祉サービス提供体制の充実
- 地域福祉の推進体制の強化

第3章 施策の展開

基本目標

1 地域活動を支える人づくり

基本施策 1-1 人権尊重の推進

市民が互いに支え合い、心豊かに過ごすことができる地域を築くためには、一人ひとりがかげがえのない存在であることを互いに認め合う人権尊重の精神を育てていくことが基本となります。

そのため、市民が年齢や性別、障がいの有無、国籍など、それぞれの多様性を認め合い、一人ひとりの人権を尊重し、誰もが共に支え合うことができるよう、子どもから大人まで多様なライフステージに応じた人権教育・啓発や交流の促進と、あらゆる分野における多文化共生の推進を図ります。

《現状》

- 人権セミナーや地域総合センターでの人権講座、市民大学の障がい理解の出前講座、成年後見センターによる権利擁護セミナーなどの人権学習、地域総合センターの「じんけんのまつり」などの市民同士の交流事業や、地域での人権まちづくり懇談会や企業内同和研修等の実施により、身近にある人権課題に気づくための機会を提供しています。
- 地域では、「まちづくりセンターまつり」、「老人福祉センターまつり」、「ボランティアまつり」、「ふれあい広場」など、年齢や性別、障がいの有無、国籍等に関わらず参加し、共に過ごすことができる多様な交流の機会があります。
- 近年、市内や近隣で働く外国人住民が増加傾向にあります。

《課題》

- 人権意識を高めるための学習や交流の場への参加者の減少・固定化が見られ、誰もが興味・関心を持てるテーマ設定や、参加しやすい実施方法の検討・見直しが必要です。
- 介護を必要とする高齢者や障がいのある人が利用する福祉施設と地域の交流・連携など、多様なふれあいの場を確保することが必要です。
- 増加している外国人住民との交流やお互いの理解を深めるための場づくり、外国人住民が暮らしやすい地域づくりなど、地域における共生の仕組みが必要です。

《施策の進捗を測る指標》

取組主体	指標名	現状値 (令和2年)	目標値 (令和8年)
市	人権啓発講座の参加者数	247人	360人
社協	人と人が交流するイベントへの支援・参画をした回数	7回	15回

施策：①人権教育・啓発の推進 ②多様な交流の促進 ③多文化共生の推進

＜施策・取組＞

■■ 市民・企業に期待すること ■■

- ①人権に関する勉強会や研修などに積極的に参加しましょう。
- ②様々な人が集まる交流の場に積極的に参加しましょう。
- ③外国人住民や従業員との交流により、理解を深めましょう。

■■ 福祉事業所に期待すること ■■

- ①従業員への人権教育の機会づくりに積極的に取り組みましょう。
- ②福祉事業所を舞台とした交流の場や機会を提供しましょう。
- ③外国人利用者への適切な対応や、従業員としても受け入れましょう。

■■ 社協が取り組むこと ■■

項目	施策の方向	主な取組
①	○あらゆる差別の撤廃や人権擁護の意識を高めるため、市民、ボランティアや福祉団体に対して人権啓発や研修を実施します。 ○誰もが参加しやすいイベントを企画・開催します。	・テーマ別研修 ・市民向け権利擁護セミナー ・老人福祉センターまつり
②	○各種イベントに参画し、ボランティアや福祉団体等の参加促進など交流の活性化を支援します。	・まちづくりセンターまつり ・ボランティアまつり ・ふれあい広場
③	○外国人と一緒に活動できるようしくみづくりと活動支援をします。	・国際交流サロン ・ワールドフェスタへの参画

■■ 市が取り組むこと ■■

項目	施策の方向	主な取組
①	○セミナーや講座の開催、広報等による啓発を行い、様々な差別や偏見への理解および合理的配慮を促進します。 ○地域の団体等と連携し、地域、保育園や学校、事業所等における人権教育を進めます。	・人権セミナー ・出会い・気づき・発見講座 ・人権まちづくり懇談会 ・企業内人権研修
②	○各種イベントにおける交流を通じ、一人ひとりの尊厳の大切さに気づくことができる機会の充実に取り組みます。 ○健康づくりや誰もが気軽に立ち寄れる住民主体の交流の場づくりを推進します。	・じんけんのまつり ・地域サロンの拡充
③	○外国人住民に届く情報提供、気軽に相談できる体制の整備や、自己の能力を発揮して地域に参画できる環境づくりを進めます。 ○イベントの開催や様々な交流活動、国際理解教育等による多文化共生の意識向上に取り組みます。	・文化・語学教室 ・ワールドフェスタ ・うちなる国際化フォーラム

基本施策 1-2 地域への関心と福祉意識の醸成

互いに支え合う地域をつくるには、困りごとを抱える人の存在に気づき、手を差し伸べることができ、心を開くことが必要です。そのためには、子どもたちから福祉を身近に感じられるよう、学校や家庭、地域など多様な機会を通じて福祉教育を行うことが大切です。学校や職場、地域などで福祉や人権を学ぶ機会をつくり、福祉に対する意識の醸成を図ります。

《現状》

- きつぽらんていあ講座や中高生ボランティア体験を行うなど、若年層がボランティアを学ぶ機会を提供しています。
- 学校において、インクルーシブ教育を充実し、障がいのあるなしに関わらず、共に学び、育つ教育に取り組んでいます。
- 各種交流事業を通じて、人権や福祉の心を養う活動をしています。
- 中高生を対象に、夏休みにボランティア体験学習を実施しています。

《課題》

- コロナ禍において、イベントや様々な交流事業が中止になり、体験活動や交流事業を通じて学ぶ機会が減少しており、経験や学びができる環境をつくる必要があります。
- 地域住民や当事者団体等が主体となった福祉意識の醸成につながる学習機会の場づくりが求められています。

《施策の進捗を測る指標》

取組主体	指標名	現状値 (令和2年)	目標値 (令和8年)
市	中学校区単位の地域懇談会・学習会の開催数	0回	4回
	福祉体験教室等の福祉学習を実施している小中学校数	10校	13校
社協	地域つながる応援講座参加者数	243人	600人
	小中校生を対象とするボランティア体験講座の参加者数	※ 259人	300人

※印の数値はR1年

施策：①地域への関心のかん養 ②福祉教育の推進

＜施策・取組＞

■■ 市民・企業に期待すること ■■

- ①地域の福祉活動を知り、地域のつながりを大切にしましょう。
- ②福祉についての学習会や講座に積極的に参加しましょう。

■■ 福祉事業所に期待すること ■■

- ①地域との連携を深め、地域の福祉力向上に取り組みましょう。
- ②学校や様々な学習の場で実施される福祉学習に協力しましょう。

■■ 社協が取り組むこと ■■

項目	施策の方向	主な取組
①	○地域の福祉活動について紹介し、関心を持ち意識を高められるよう取り組みます。	<ul style="list-style-type: none"> ・わがまるフォーラム ・地域つながる応援講座 ・出前講座
②	<ul style="list-style-type: none"> ○ボランティア講座の開催やボランティア体験の機会などを提供します。 ○学校や教育の場における福祉活動や学習会に協力し、理解を得られるよう取り組みます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・きつずぼらんていあ講座 ・中高生ボランティア体験講座

■■ 市が取り組むこと ■■

項目	施策の方向	主な取組
①	<ul style="list-style-type: none"> ○郷土愛を深めるためのイベントや学習機会の提供に努めます。 ○地域まちづくり協議会や区・自治会による地域に関心を持つ住民の育成に係る事業の実施の支援を行います。 ○市の広報誌や懇談会、フォーラムなどのイベントの場で、市内の福祉活動や福祉課題について紹介し、啓発を行います。 	<ul style="list-style-type: none"> ・まちづくりフォーラム ・行政区自治交付金 ・地域懇談会
②	<ul style="list-style-type: none"> ○学校においてインクルーシブ教育を推進するほか、福祉体験教室や障がい者や高齢者と交流など、福祉を学ぶ機会をつくります。 ○世代ごとに様々な場面で福祉について考える学習機会を提供し、生涯にわたる福祉教育を推進し、助け合い・支えあいやお互いさまの意識の醸成を進めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉体験教室 ・学校ボランティア活動 ・地域懇談会 ・出前講座

基本施策 1-3 地域活動への参加・参画の促進

地域共生社会を実現するためには、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながり、住民一人ひとりが生きがいを持って、地域を共に創っていく必要があります。また、多様化・複雑化する社会において、ボランティアや市民活動団体の協働、新たなニーズに対応する取組への期待が高まっています。誰もが地域の中で役割を持ち、個性や能力を発揮できるよう、地域活動に参加するきっかけづくりや環境づくりに取り組みます。

《現状》

- 公共施設を会場とするイベント実施時に、福祉団体等によるバザーや募金活動の場を提供しています。
- 地域の活力の創出を図り、公共の利益の増進に寄与する事業に要する資金をクラウドファンディングにより調達しようとする団体を公認し応援する制度を設けています。
- 新型コロナウイルス感染症の影響で、多くの地域で活動に参加する機会が減少しています。
- 地域活動の担い手の高齢化が進んでいます。
- ボランティアコーディネーターを配置し、ボランティアをしたい人、してもらいたい人のマッチングやボランティアの育成に取り組んでいます。

《課題》

- 若い世代や男性の地域活動への参加が少ないため、若い世代や男性が参加できる活動を工夫する必要があります。
- 区・自治会加入率が低下し、特にアパートやマンションなどで未加入者が増えています。地域活動を知ってもらい、参加してもらえるよう、働きかけが必要です。
- ボランティアのニーズに応えられるよう、ボランティアコーディネーターの研修を充実し、いっそうの資質、力量の向上を図ることが必要です。
- コロナ禍においても継続できる活動のあり方を工夫する必要があります。

《施策の進捗を測る指標》

取組主体	指標名	現状値 (令和2年)	目標値 (令和8年)
市	ボランティアポイント事業の実施	未	済
社協	ボランティアセンターの登録者数	722人	850人
	ボランティアセンターの登録団体数	78団体	90団体

施 策：①ボランティア活動の促進 ②多様な活動への参加促進
③寄付による福祉活動への参加

《施策・取組》

■■市民・企業に期待すること■■

- ①地域課題を解決するためのボランティア活動に積極的に参加しましょう。
- ②地域行事や区・自治会活動に積極的に参加しましょう。
- ③寄付への協力、企業としての社会貢献活動に取り組みましょう。

■■福祉事業所に期待すること■■

- ①事業所において、ボランティアの受け入れを進めましょう。
- ②地域行事など地域で行われる活動に積極的に参加しましょう。
- ③地域における公益的な取組を行いましょう。

■■社協が取り組むこと■■

項目	施策の方向	主な取組
①	○目的型のボランティアなど各種の養成講座を開催し、ボランティアに関心を持ってもらうとともに、ボランティア活動への参加を促進します。 ○ボランティアセンターを運営し、広報誌等でボランティア活動を紹介するなど、ボランティア活動についての情報発信と意識啓発を図ります。	・ボランティア入門啓発事業 ・各ボランティア体験講座 ・ボランティアコーディネーターの設置 ・ボランティア連絡協議会の支援
②	○地域における活動が活発になるよう、情報提供や活動発表の場の支援を行います。	・ボランティアまつり ・わがまるフォーラム
③	○共同募金等への協力を募り、必要とする団体が活用できるよう取り組みます。	・赤い羽根共同募金 ・子ども未来基金事業

■■市が取り組むこと■■

項目	施策の方向	主な取組
①	○社会福祉協議会が運営するボランティアセンターの機能強化を図ります。 ○介護予防を目的として、高齢者のボランティア活動を奨励する事業の立ち上げを検討します。	・ボランティアセンター活動補助金 ・ボランティアポイント事業
②	○老人クラブ、子ども会やPTA、コミュニティスクール活動、更生保護女性会など多様な活動への参加を促進します。	・多様な活動団体の紹介
③	○目的を明らかにしたクラウドファンディングなど、参加しやすい方法により寄付を促進します。	

基本施策 1-4 地域や団体のリーダーの育成

持続可能な地域をつくるには、地域活動の担い手やリーダーの育成が必要です。しかしながら、担い手の高齢化や固定化、若い世代や男性の参加が少ないなどの課題があります。地域における助け合い、支え合い活動の更なる充実を図るため、暮らしを支えるボランティアや地域活動のリーダーなど、地域活動の担い手の確保や育成を推進します。

《現状》

- 近所づきあいや地域のつながりが薄れてきており、考え方の多様化が進み、若い人や転入者、アパートやマンションの住民などが区・自治会に入りたがらない傾向が強くなっています。
- 地域活動をけん引する担い手が減少しています。リーダーのなり手が少なく、固定化や高齢化が懸念されています。
- 新型コロナウイルス感染症の影響で、これまで続けてきた活動が縮小または休止しており、コミュニケーションをとることが難しくなっています。コロナ禍収束後に元通りの活動ができるかどうか懸念されています。

《課題》

- 若い世代や転入者、アパートやマンションの住民などに対し、区・自治会や地域活動に参加してもらう働きかけが必要です。
- 地域や団体の活動をけん引する後継者を育成し世代交代に備えるとともに、人と人、人と活動をつなげるコーディネーターの育成も必要です。
- オンラインを活用するなど継続的に情報交換や情報共有を行い、コロナ後の活動再開に備える必要があります。

《施策の進捗を測る指標》

取組主体	指標名	現状値 (令和2年)	目標値 (令和8年)
市	リーダー養成講座に取り組む地域まちづくり協議会の数	0 まち協	8 まち協
市 社協	地域支えあい推進員の研修の回数	2 回	6 回

施 策：①リーダー養成の推進 ②コーディネーターの育成

《施策・取組》

■■市民・企業に期待すること■■

- ①ボランティア養成講座等に参加し、知識の向上とスキルアップを図りましょう。
- ②地域の地域や、地域の活動に関心を持ちましょう。

■■福祉事業所に期待すること■■

- ①地域の福祉課題について情報発信し、幅広い世代に対し、福祉への関心を高められるよう取り組みましょう。
- ②地域の社会資源の一つとして、職員の知識や技量を生かして、コーディネーターと連携して地域づくりを進めましょう。

■■社協が取り組むこと■■

項目	施策の方向	主な取組
①	○福祉課題のある人を支えられるよう、各種養成講座をはじめリーダー研修等を実施します。 ○ボランティアコーディネーターを育成するとともに、ニーズに応えられるよう、研修等を行います。	・地域リーダーの養成 ・課題について協議する場づくり ・ボランティアコーディネーターの資質向上
②	○第1層地域支えあい推進員が第2層支えあい推進員の活動を支援し、地域のニーズに応えられる活動に取り組みます。	・地域支えあい推進員研修会および連絡会議 ・地域支えあい推進員の活動の周知

■■市が取り組むこと■■

項目	施策の方向	主な取組
①	○各種セミナー等を開催し、地域まちづくり協議会や区・自治会の役員などの地域づくりに係る資質の向上に取り組みます。	・まちづくりフォーラムの開催
②	○地域支えあい推進員の力量の向上に向けた研修や情報交換の場を持つとともに、民生委員・児童委員や健康推進員の積極的な地域づくりへの参加を促進します。 ○市民の健康づくりを支える担い手を育成します。	・民生委員児童委員協議会活動の支援 ・健康推進員の養成 ・フレイルサポーターの養成

2 地域で支え合う力を高めるつながりづくり

基本施策2-1 地域における顔の見える関係づくり

6 地域において互いに支え合うためには、日ごろから顔の見える関係づくりが必要です。考え
7 方の多様化などで区・自治会に加入しない人が増えていますが、地域のつながりの大切さを理
8 解してもらえるよう地道に働きかけ、取り組むことが必要です。

9 また、子育てや健康づくりを通じた交流活動や高齢者のサロン活動など、様々な場や機会を
10 通じて、日常的なつながりができる環境づくりをめざします。

13 <<現状>>

- 14 ●地域まちづくり協議会や区・自治会により、地域住民の交流を目的とした多様な交流事業が
15 実施されています。
- 16 ●青少年育成市民会議による青少年体験活動や保育園の世代間交流など、子どもと多世代が
17 交流できる機会を設けています。
- 18 ●子育て支援センターやつどいの広場で、子育て中の親子が交流を行っています。先輩ママが
19 子育てについてアドバイスをするなど、多世代の交流にもつながっています。
- 20 ●安心応援ハウス事業（サロン）を実施し、顔の見える地域でのつながりづくりを行っていま
21 す。
- 22 ●近年、市内や近隣で働く外国人住民が増加傾向にあります。（再掲）

24 <<課題>>

- 25 ●新型コロナウイルス感染症の影響で、保育園の多世代交流や健康まつりが中止になるなど、
26 つながりの場が減少しています。コロナ禍においても、交流やつながりが継続できる仕組み
27 が必要です。

30 <<施策の進捗を測る指標>>

取組 主体	指標名	現状値 (令和2年)	目標値 (令和8年)
市	多世代サロンの開設箇所数	0箇所	7箇所
社協	子どもを中心としたたまり場・サロン・活動の支援回数	16回	20回

**施策：①地域における交流・ふれあい活動の推進 ②世代間交流の促進
③新たなつながり方の構築**

《施策・取組》

■■ 市民・企業に期待すること ■■

- ①子育てサロンやふれあいサロン、安心応援ハウスなど地域の交流場所について知り、必要と思われる人がいたら紹介しましょう。
- ②地域における交流の場に積極的に参加しましょう。
- ③オンラインなどを新たなつながり方として活用しましょう。

■■ 福祉事業所に期待すること ■■

- ①子育てサロンや地域の交流活動の場所として施設等を開放しましょう。
- ②ノウハウや資源などを、地域の交流活動に役立てましょう。
- ③Webによる面談や会議など、新たなつながり方を進めましょう。

■■ 社協が取り組むこと ■■

項目	施策の方向	主な取組
①	○身近なところでの小地域福祉活動を推進します。 ○地域コーディネーターや主任児童委員などと連携し、子育てを通じた交流を支援します。	・小地域福祉活動推進研修会 ・子ども未来基金事業
②	○子どもと高齢者や青年層との交流、および子どもの遊びの場づくりを進めます。	・ボランティアによる昔遊びの伝承の場づくりの支援 ・世代間交流の場づくり
③	○新しいつながり方を検討・実施し、関係機関や団体への普及に努めます。	・ICT機器の使い方講習会 ・先進事例の情報提供と実行への支援

■■ 市が取り組むこと ■■

項目	施策の方向	主な取組
①	○身近なところで開催される子どもや高齢者などの集いの場となる小地域福祉活動を推進します。 ○地域まちづくり協議会や区・自治会で行われる多様な住民の交流事業を支援します。	・安心応援ハウスの設置拡充 ・行政区自治交付金
②	○様々な機会を通じ、多世代交流ができる場づくりを進めます。 ○保育園や子育てサロン、つどいの広場などで、多世代交流や地域の伝統や文化を伝える取組を行います。	・多世代サロンの開設
③	○ICT等を活用したつながり方の構築を支援します。	・デジタルデバイドの解消の推進

基本施策 2-2 地域コミュニティの強化

共働き世帯の増加や核家族化の進行など、生活への意識や生活スタイルが変化してきています。また、ひとり暮らし高齢者の増加などにより、身近に相談する人がいない、災害時に住民の安否確認ができないなどの課題が生じてきています。

湖南市では、小学校区を基本単位とする7つの地域まちづくり協議会と43の行政区を設置しています。地域まちづくり協議会は、地域内の区・自治会に加入していない市民も対象として、多様な主体の参画により区・自治会では解決が困難な課題に取り組んでいます。

今後も複雑化・複合化した様々な地域課題に対応する必要があることから、地域コミュニティをいっそう強化し、地域で支え合える地域づくりをめざします。

《現状》

- 地域まちづくり協議会を設置し、地域課題の解決に向けた取組を進めています。
- 地域まちづくり協議会を対象に自治振興交付金や絆づくり交付金を交付し、地域での支え合い活動を支援しています。
- 地域まちづくり協議会ごとに地域支えあい推進員を設置し、地域資源の掘り起こしなどを行っています。

《課題》

- 地域まちづくり協議会を対象として自治振興交付金等を交付していますが、地域課題の解決に向けた取組に地域の温度差が見られます。交付金の趣旨について理解を深め、地域が主体的に取り組むことができるよう支援が必要です。
- 地域支えあい推進員を核とし、地域資源の開発やネットワーク化を図ることが必要です。

《施策の進捗を測る指標》

取組主体	指標名	現状値 (令和2年)	目標値 (令和8年)
市	地域コミュニティの課題や活動を共有する場の回数	8回	8回
社協	共同募金や特定基金により活動助成した団体等の数	19団体	50団体

施策：①まち協や区・自治会活動の促進 ②地域で活動する団体等への支援

＜施策・取組＞

■■市民・企業に期待すること■■

- ①地域まちづくり協議会や区・自治会の活動に積極的に参加しましょう。
- ②地域課題に関心を持ち、課題の解決に向けて主体的に取り組みましょう。

■■福祉事業所に期待すること■■

- ①地域での交流に参加するとともに、地域活動の場を提供しましょう。
- ②地域課題の解決に向けて、地域住民とともに取り組みましょう。

■■社協が取り組むこと■■

項目	施策の方向	主な取組
①	<ul style="list-style-type: none"> ○地域担当職員を配置し、地域まちづくり協議会などの会議や活動の場に参加します。 ○地域まちづくり協議会に対し、支え合い活動の立ち上げや運営の支援を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域担当職員の配置 ・絆づくり交付金
②	<ul style="list-style-type: none"> ○ボランティア団体やNPO、事業所等の地域活動を支援します。 ○地域で福祉活動を実践する住民や団体等の交流を促進します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉団体等活動助成金の交付 ・民間助成申請支援

■■市が取り組むこと■■

項目	施策の方向	主な取組
①	<ul style="list-style-type: none"> ○区・自治会への加入促進を支援していきます。 ○地域まちづくり協議会の取組を支援します。 ○地域まちづくり協議会と区・自治会の役割分担を明確にし、情報共有の場を設けるなど、協働による活動を推進します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・交付金や補助金の交付 ・コミュニティプランの策定および実行支援 ・地域代表者会議の運営
②	<ul style="list-style-type: none"> ○福祉団体の活動支援のため、補助金を交付します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉団体活動補助金の交付

基本施策 2-3 地域における見守りの充実

ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯、子育ての不安に悩む親、対人関係をうまくつけないために引きこもっている人など、孤立しがちな人を地域で見守ることができるよう、民生委員・児童委員や区・自治会、健康推進員、ボランティアなどが連携して見守る体制をつくる必要があります。

子ども、高齢者、障がい者や外国人などが困っていることがないかを気に向け、困りごとの兆候を見つけたら、速やかに関係機関につなげられる仕組みづくりをめざします。

《現状》

- 高齢者を対象に、ふれあい給食による安否確認や、話し相手となる生活支援サポーターによる見守り活動を行っています。
- 認知症高齢者等が行方不明になったときの**早期発見をめざし**、介護保険事業者協議会等の協力を得ながら検索する**協力体制「おかえりネットワーク」**を構築しています。
- 子どもたちの登下校時に、交通事故や犯罪から守るため、学校と連携したスクールガードの取組が行われています。
- 市による青色回転灯付防犯パトロール車での市内の巡回のほか、PTAが「子ども110番の家」を設置し、子どもを見守る体制を構築しています。
- 民生委員による75歳以上ひとり暮らし高齢者への個別訪問や、主任児童委員による「こんにちは赤ちゃん訪問」の見守り活動が行われています。

《課題》

- 民生委員による高齢者の見守り活動が実施されていますが、地域住民が主体となった地域まちづくり協議会や区・自治会の取組としてのよりきめ細かな見守り活動が求められます。
- 地域における子どもの見守り活動が定着していますが、スクールガードの登録者数が減少しており、登録の働きかけを行うなど継続的な取組が求められます。
- ひきこもりや生活困窮など潜在化、複雑化・複合化する地域課題に対応するための、新たな見守り活動を実施していく必要があります。

《施策の進捗を測る指標》

取組主体	指標名	現状値 (令和2年)	目標値 (令和8年)
市	高齢者24時間対応型安心応援システムの登録者数	60人	90人
	高齢者あんしん見守りネットワーク協力事業所数	22箇所	30箇所
	子どもの虐待通報における市民からの通報割合	8.7%	9.0%
社協	ふれあい給食の利用者数	57人	70人
	生活支援サポーター事業の利用者数	11人	30人

**施策：①見守り活動の推進 ②虐待・DVの早期発見・早期対応
③自殺対策の推進**

《施策・取組》

■■市民・企業に期待すること■■

- ①住民や企業・団体による高齢者の見守りネットワークの構築に協力しましょう。
- ②虐待やDVの課題に関心を持ち、気づいた場合は関係機関に連絡・相談しましょう。
- ③身近な人のサインに気づき、自殺の未然防止に努めましょう。

■■福祉事業所に期待すること■■

- ①事業所職員による勤務時の見守りに取り組みましょう。
- ②事業所内外での虐待を防止するため、より一層の技能の向上と研修を行いましょう。
- ③職員のメンタルヘルス対策に取り組みましょう。

■■社協が取り組むこと■■

項目	施策の方向	主な取組
①	○地域での見守り活動の推進に努め、ひとり暮らし高齢者などに対し、見守り活動についての周知を行い、利用を呼びかけます。	・ふれあい給食による安否確認、生活支援サポーターによる見守り
②	○福祉についての学習会などで、虐待やDV、ひきこもり等の地域課題について、正しい理解と市民の関心を高めます。	・市民向け権利擁護セミナー ・出前講座
③	○地域福祉権利擁護事業や貸付の相談業務において、自殺のサインを見落とさないように努めます。また、地域の緩やかな見守り体制の構築に努めます。	・生活福祉資金貸付事業等による早期発見

■■市が取り組むこと■■

項目	施策の方向	主な取組
①	○市民に対し、「子ども110番の家」の設置やスクールガードの登録を働きかけます。 ○郵便局・新聞販売店・牛乳配達事業所・宅配事業者等と連携した見守りネットワークの拡充を進めます。 ○民生委員・児童委員や関係機関等と連携し、ひきこもりなど生きづらさを抱える人に対する早期の相談と適切な支援につながるよう努めます。	・子ども110番、スクールガード、高齢者あんしん見守りネットワーク、おかえりネットワーク、高齢者24時間対応型安心応援システム ・ひきこもり支援のプラットフォームづくり
②	○虐待やDV等の相談窓口の周知に努めるとともに、気づいたときは通報するように啓発を行います。	・要保護児童対策地域協議会など分野ごとの協議会による見守り体制の構築
③	○自殺対策計画に基づき、必要な施策を講じるとともに、地域の関係機関で連携して自殺対策に取り組みます。	・ゲートキーパーの養成 ・メンタルヘルスの啓発

基本施策 2-4 地域活動の基盤の充実

継続的、安定的な地域活動のためには、活動場所の確保が求められます。まちづくりセンターをはじめとする市の施設を地域の利用しやすい活動拠点として提供するなど活動の支援に努めます。民間の福祉施設も地域の活動場所として開放してもらえるよう、働きかけを進めていきます。

また、地域の生活課題を共有し、課題の解決に向けて話し合う多様な協議の場が地域につくられるよう支援していきます。

《現状》

- 8か所のまちづくりセンターを設置し、市民の交流活動拠点としています。
- 地域の公共施設をいっそう活用できるよう、指定管理の導入等により施設利用の促進を図っています。
- 障がい者施設などの民間施設について、地域に開かれた場になるよう、会議・集会への活用や、体験学習の場、防災における避難場所としての利用を働きかけていますが、福祉避難所としての活用にとどまり、会議や集会、体験学習の場としての活用は進んでいません。
- 社会福祉法の改正により、社会福祉法人は地域における公益的な取組を実施する責務があります。無料または低額で利用できるサービスとして、地域で課題を抱える人を支援する仕組みづくりが求められます。

《課題》

- 公共施設の利用状況を把握し、より利用しやすい施設をめざす必要があります。
- 民間施設を地域の活動に活用できるよう、働きかけをする必要があります。

《施策の進捗を測る指標》

取組主体	指標名	現状値 (令和2年)	目標値 (令和8年)
市	地域ケア会議の開催回数	16回	30回
社協	第2層地域支えあい推進会議の開催回数	14回	48回

施策：①地域における活動の拠点づくり ②地域における協議の場づくり

《施策・取組》

■■市民・企業に期待すること■■

- ①自社が管理運営する施設の一部を地域活動の場として提供できるよう、取り組みましょう。
- ②地域のことや地域福祉について話し合う場に参加しましょう。

■■福祉事業所に期待すること■■

- ①地域に開かれた施設として、地域住民が集会・会議で利用できたり、様々な体験学習ができる場として協力しましょう。
- ②地域における課題解決に向けて協議の場に参画しましょう。

■■社協が取り組むこと■■

項目	施策の方向	主な取組
①	○指定管理施設の社会福祉センターやふれあいの館等の施設を市民が利用しやすいよう、利便性の向上に努めます。	・活動発表の場づくり
②	○地域まちづくり協議会ごとの実施が求められている第2層支えあい推進会議の開催・運営を支援し、住民同士の協議を促進します。	・第2層支えあい推進会議の開催・運営支援 ・地域活動マップの作成

■■市が取り組むこと■■

項目	施策の方向	主な取組
①	○公共施設の利用促進を図ります。 ○空き家等を地域のコミュニティスペースとして活用できる仕組みづくりを検討します。 ○活動拠点として利用可能施設の情報と利用ニーズをマッチングする仕組みづくりを検討します。	・体育館やグラウンドの開放促進 ・空き家ナクスによるマッチング
②	○地域課題の把握と解決に向けて話し合う多様なプラットフォームづくりに取り組みます。	・生活圏域ごとの地域ケア会議の開催 ・第1層および第2層支えあい推進会議の開催の促進